すし・弁当・調理パン製造業	224kg／百万円	
食料・飲料卸売業（飲料を中心とするものに限る。）	14.8kg／百万円	
各種食料品小売業	65.6kg／百万円	
菓子・パン小売業	106kg／百万円	
コンビニエンスストア	44.1kg／百万円	
食堂・レストラン（麺類を中心とするものを除き、すし店を含む。）	152kg／百万円	
食堂・レストラン（麺類を中心とするものに限り、そば・うどん店を含む。）	175kg／百万円	
居酒屋等	152kg／百万円	
喫茶店	108kg／百万円	
ファーストフード店	108kg／百万円	
その他の飲食店（ファーストフード店を除く。）	108kg／百万円	
持ち帰り・配達飲食サービス業（給食事業を除く。）	184kg／百万円	
結婚式場業	0.826kg／人	
旅館業	0.777kg／人	

［備考］

1　この表において「業種」とは、食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令（平成19年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第3号）別記様式の備考4に規定する業種をいう。

2　この表の基準発生原単位の欄において「kg／百万円」とは、売上高百万円当たりの食品廃棄物等の発生量（kg）をいい、「kg／t」とは、製造数量（t）当たりの食品廃棄物等の発生量（kg）をいい、「kg／人」とは、利用者一人当たりの食品廃棄物等の発生量（kg）をいう。

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第一号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一条第三項の規定に基づき、特定事業者責任比率（平成八年十二月大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省告示第七号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充
環境大臣　石原　伸晃

表規則第四条第二号に規定する分別基準適合物の項中「一〇〇分の八二」を「一〇〇分の八五」に改め、同表規則第四条第三号に規定する分別基準適合物の項中「一〇〇分の九三」を「一〇〇分の九一」に改め、同表規則第四条第四号に規定する分別基準適合物の項中「一〇〇分の九九」を「一〇〇分の九七」に改める。

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第二号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一条第三項の規定に基づき、再商品化義務総量（平成八年十二月大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省告示第八号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充
環境大臣　石原　伸晃

表中

「

一五、五一〇	一六、四九〇
一二、三〇〇	一五、三〇〇
一四、八八〇	一四、五六〇
三、八六一	三、二九八
三〇、六〇〇	三〇、五〇〇
八三、七五四	七五、一四一

」を

「

」に改める。

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第三号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一条第二項第一号の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第一号に規定する主務大臣が定める比率（平成八年十二月大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省告示第三号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充
環境大臣　石原　伸晃

表規則第四条第四号に規定する分別基準適合物の項中「一〇〇分の八九・一五」を「一〇〇分の八九・七四」に改め、同表規則第四条第六号に規定する分別基準適合物の項中「一〇〇分の九三・四四」に改める。

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第四号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一条第二項第二号イの規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号イに規定する主務大臣が定める比率（平成八年十二月大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省告示第四号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充
環境大臣　石原　伸晃